

玉村町高校生等路線バス通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バスの通学定期券（以下「定期券」という。）を購入して高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減及び教育の機会均等並びに公共交通の利用促進を図ることを目的として、定期券を利用して高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、玉村町高校生等路線バス通学定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、玉村町補助金等に関する規則（平成11年玉村町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、定期券購入時または本事業申請時に、高等学校等及び中学校（以下「高校等」という。）（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校及び中学校、その他の同法に定める学校のうち高等学校に準ずると認められる学校又は課程をいう。以下同じ。）に在籍し、通学するために定期券を購入した生徒（町内に住所を有し、高校等に在籍し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の保護者とする。ただし、生徒が独立して生計を営む場合は、生徒が補助対象者を兼ねることができる。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が最も合理的と認められる通常の経路及び方法で高校等へ通学するために購入した次に定める路線バスの定期券に係る費用とする。

(1) 永井バス（前橋玉村線に限る。）

(2) 群馬中央バス（伊勢崎玉村線、高崎玉村線に限る。）

2 定期券の乗降地点の両方または片方が町内のものに限る。

3 定期券の有効期間における終期が申請年度内であるものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、定期券の終期が属する当該年度の3月31日までに玉村町高校生等路線バス通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）在学を証明する書類
- （2）領収書の写し
- （3）ICカード内容控の写し等定期券の有効区間、有効期間、購入金額等が分かる書類

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、玉村町高校生等路線バス通学定期券購入補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第7条 町長は、交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消すことができる。

- （1）補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3）定期券の払戻しをしたとき。
- （4）その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は交付の決定を取り消したときは玉村町高校生等路線バス通学定期券購入補助金交付決定取消し通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の交付確定）

第8条 町長は、交付決定された申請における定期券の終期が経過し、対象となる路線のバス事業者に払戻しがされていないことを確認後、補助金の交付確定を行うものとする。

2 当該申請者に対する補助金の交付確定通知は、補助金の交付をもってこれに代えることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。